

○政木在宅労働課長補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第8回「労働政策審議会雇用環境・均等分科会家内労働部会」を開催いたします。

本日の部会は、会場での御参加とオンラインでの開催となります。

本日、公益代表委員の藤井委員が欠席となっておりますが、その他の委員様には御出席いただいておりますので、労働政策審議会令第9条の規定による定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは、初めに、今回、公益代表委員、家内労働者側委員及び委託者側委員に交代がございましたので、御紹介したいと思います。

公益代表委員といたしまして、小畑委員に代わりまして、新屋敷委員。

藤村委員に代わりまして、小西委員。

山口委員に代わりまして、藤井委員が委員となっております。

また、労働者側委員といたしまして、谷口委員に代わりまして、吉田委員が委員となっております。

委託者側委員といたしまして、原田委員に代わりまして、阿部委員。

堀内委員に代わりまして、佐久本委員が委員となっております。

新たに委員になられました各委員の皆様方に、一言だけ御挨拶を頂戴したいと思います。

オンライン参加の委員におかれましては、御挨拶をいただく際は、ミュートの解除をお願いいたします。また、御挨拶後につきましては、再度ミュートの設定をお願いしたいと思います。

それでは、最初に、新屋敷委員からよろしく申し上げます。

○新屋敷委員 ありがとうございます。

九州大学の新屋敷恵美子と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○政木在宅労働課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、小西委員、お願いいたします。

○小西委員 明治大学の小西康之と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○政木在宅労働課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 家内総連の吉田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○政木在宅労働課長補佐 ありがとうございます。

それでは、阿部委員、お願いいたします。

○阿部委員 経団連の労働政策本部の阿部と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

○政木在宅労働課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、佐久本委員、よろしく願いします。

○佐久本委員 沖縄県中小企業団体中央会の佐久本と申します。

よろしく願いいたします。

○政木在宅労働課長補佐 ありがとうございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議事に先立ちまして、当省の堀井雇用環境・均等局長より御挨拶させていただきます。

堀井局長、お願いします。

○堀井雇用環境・均等局長 雇用環境・均等局長の堀井でございます。

年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この家内労働部会でございますが、家内労働者に関する事項について御審議いただいております。

平成29年、厚生労働省の組織が再編いたしまして、雇用環境・均等分科会家内労働部会ということで、設置後、今回が、持ち回りの開催も含めまして、第8回目の開催となります。

家内労働法の制定は、委員の皆様御案内のとおり、昭和45年ということでございまして、当初は、約200万人家内労働に従事した方がいらっしゃいました。

現在は、10万人を切るということで、数自体は減少しておりますが、一定の数の方が家内労働者として従事されているわけでございます。

また、家内労働という分野でございますが、衣服の縫製、電子部品や自動車部品の組立て、革靴の製造など、今なお国内製造産業を下支えする重要な分野であると考えております。

さらに、最近、兼業・副業などの動きもございます。今後、兼業・副業として、家内労働を選択する方もいらっしゃる事が考えられます。引き続き、家内労働法が適切に運用されることが大変重要であると考えております。

昨今、家内労働の現状を見たときに、家内労働手帳の交付が徹底されていない、また、工賃の未払いの問題に加えまして、危険有害業務における安全衛生の確保が十分ではないという課題があると考えています。

このような状況の中で、家内労働者の方々の労働条件の向上、生活の安定を図っていくことは大変重要でございまして、各都道府県労働局におきまして、最低工賃の計画的な決定とその周知、労働基準監督官による家内労働監督、家内労働安全衛生指導員による各種指導を実施するとともに、厚生労働省の本省におきましても、引き続き危険有害業務の災害防止に関する委託事業を実施することで、家内労働法の履行確保に努めているところでございます。

さて、本日の家内労働部会の議題についてでございますが、大きく4つございます。

1点目は、令和5年度の家内労働の現状、そして第14次最低工賃新設・改正計画についての進捗状況について。

2点目は、フリーランス・事業者間取引適正化等法について。

3点目は、3年に一度実施する令和5年度家内労働等実態調査について。

4点目につきましては、家内労働者の工賃の支払い方法について。

この4つの議題について御報告、御審議をお願いしたいと考えております。

今申し上げました議題の2点目、フリーランスの関連法でございますが、正式名称は「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」ということで、昨年4月に成立したものです。

この施行は、今年の秋頃ということ、現在、政省令、告示に向けた準備を進めておるところでございますが、家内労働法との関係もございまして、その点についての御報告をさせていただきたいと考えております。

また、議題4につきましては、工賃の資金移動業者の口座の支払い等について、前回の部会からの引き続きとなりますが、今回は実態調査を行い、ニーズ等の結果を把握しましたので、これを踏まえて御意見を頂戴したいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、家内労働施策の一層の推進のため、忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

私からの御挨拶は、以上とさせていただきます。

○政木在宅労働課長補佐 ありがとうございます。

議事を続けさせていただきたいと思っております。

報道の方は、頭撮りはここまでとなります。よろしくお願いたします。

それでは、この後の進行は、山本部会長をお願いしたいと思います。

山本部会長、どうぞよろしくお願いたします。

○山本部会長 山本でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題1「家内労働の現状について」です。

まず、事務局から説明をお願いします。

○政木在宅労働課長補佐

それでは、私から議題1につきまして説明させていただきたいと思っております。

議題1でございますが、配付資料1-1となっております、ページの下の方に番号がございますので、その番号にて御案内いたします。

まず、7ページですが、第1表の家内労働者の推移についてでございます。

黒い折れ線グラフが家内労働者の推移でございます、令和5年につきましては、約9万4000人となっております、前年より846人減少となっております、3年連続で10万人を下回っている状況です。

次に、男女別でございます。

上の左側の円グラフですが、女性が約9割となっております。

こちらも、依然として女性の比率が高い状況となっております。

次に右側の円グラフの類型別でございますが、内職者が93.9%と圧倒的に多く、専業が4.5%、副業が1.6%となっております。

こちらの内職者の内訳は、9割以上が女性となっておりますので、男女比率と同じような傾向にあるということでございます。

これらの割合につきましては、従前とほぼ変わらない状況でございます。

次に8ページの第2表「業種別家内労働者の割合」でございます。

最も多いのが「その他（雑貨等）」で、29.8%となっております。

「その他」の分類につきましては、明確に業種分類ができなかったものの集合でございますが、主に貴金属・アクセサリ製造とか玩具製造、生活雑貨製造などとなっております。

次に多いのが「繊維工業」の22.5%となっております。実質的に、繊維工業が最も多い業種となっております。

こちらは、衣服の縫製やミシン加工等となっております。

次に多いのが「電気機械器具製造業」で、12.9%です。

これは、コネクタ刺しとか、ワイヤーハーネスの組立てなどの電気機械の部品製造を行うものとなっております。

この3業種で約65%となっております。全体的な割合につきましては、従前と変わらない状況となっております。

次に9ページの「都道府県別家内労働者数」についてです。

御覧のとおり、東京、愛知、大阪と、大都市に多く偏在しておりまして、比較的西日本のほうは少ない状況にあります。

同じく、10ページの「都道府県別委託者数」でございます。

こちら、東京が圧倒的に多く、大阪、埼玉、愛知など、都市圏に偏在している状況でした。

次に、11ページに行きまして、第4表「危険有害業務に従事する家内労働者」についてです。

危険有害業務とは、労働者に危害を及ぼすおそれ、健康障害のおそれがある業務などとなっておりますが、御覧のとおり、圧倒的に多いのが「動力により駆動される機械を使用する作業」ということで、いわゆる動力ミシンを使用する繊維工業における作業となっております。5,677人となっております。

次に多いのが、有機溶剤を使用する作業。こちらは、接着剤とか機械洗浄といった有機溶剤を使用する作業となっております。

上の円グラフには、危険有害業務に従事する男女比がありますが、女性のほうが約8割と男性より多いことになっております。これは、先ほど申し上げました、ミシンを使った

繊維製業に女性が多く従事していることが主な要因となっております。

類型別で見ましても、内職者が82%ということで圧倒的に多くなっておりませんが、こちらにも、動力ミシンを使用する作業に内職者が多いところからこのような傾向があるということになっていきます。

これらの割合も、従前と特に変わりはありません。

以上が、家内労働概況調査による現状の報告となります。

続きまして、資料1-2の第14次最低工賃新設・改正計画の進捗状況につきまして、御説明いたします。資料は17ページでございます。

第14次計画は、令和4年、令和5年、令和6年と3か年の計画となっております、本年度はその中間の年となっております。

左下に「最低工賃決定の流れ」を記載しておりまして、それぞれのステータスに記号をつけております。こちらのほうでまとめたものが、18ページとなっております。

令和6年3月12日現在のステータスとなっております。

上のほうに行くほど、ステージが進んでいるイメージでございます。

一番上の「公示済」が、既に官報に公示が済んでおりまして、効力が発生しているものということで「栃木電気機械器具」が1点ございます。

2つ目の「答申済」は、改正または廃止の答申をして、現在、官報への掲載待ちの状態であり、7件ございます。

1件廃止答申ということで「北海道男子既製服」がございしますが、この廃止に至った理由を確認いたしましたところ、委託者が1社ということで、その最低工賃対象の工程の適用労働者が不在であったところから、一致して廃止に至ったと聞き及んでいるところでございます。

次に「審議中」が5件、改正諮問中が3件、「諮問見送り」が16件、「実態調査中」が1件となっております。現在のところ「未着手」はゼロということで、33件の状況は以上でございます。

続きまして、議題1の(3)です。

こちらにも、毎年御報告させていただいております件数ですが「家内労働法に関する監督指導の実施結果」についてでございます。

令和5年につきましては、全国で34件監督を実施し、27件の違反の指導をしております。

違反率につきましては、79.4%となっております。

主な違反の内容を見ますと、家内労働法第3条、家内労働手帳の交付についてが16件ございます。こちらは、委託する際に、書面でのやり取りをしないといけないところ、それをやっていなかったところがございます。

次に、第6条、工賃の支払いについては3件。これは、そもそも工賃自体の支払いをしていなかった、賃金不払いと同じような状況であったのが3件ございます。

次に、14条の最低工賃違反です。こちらは、決められた最低工賃以下の工賃で支払いがなされていた内容になっておりまして、10件ございます。

令和4年の違反率は、見てのとおり、80%弱と、例年に比べますと高めになっているところがございますが、家内労働に関する監督実施件数自体が30件前後とかなり少ない状況でございますので、これは、違反率が年によって上下動するところも一つあるのかと考えているところでございます。

次に22ページに行きまして、家内労働者の労災特別加入の状況です。

こちらのデータは、危険有害業務に従事している家内労働者のうち、どれぐらい労災保険に特別加入しているのかを算出したものです。

特別加入とは、任意に加入できる労災保険でして、原則、自分で保険料を全額負担する制度でございます。

真ん中の太い黒枠で囲っているところが加入率となっているのですが、これを見ますと、重篤な災害が起こる可能性の高い（イ）のプレス、シャーを使用した作業や、（ロ）の研削砥石を使用して作業する者につきましては、それぞれ26.2%、13.8%と、ほかの作業に比べますと高い状況になっております。

一方で、下から2番目の（ホ）の動力ミシンを使ってやる作業、これは先ほど申し上げましたミシン作業でございますが、従事する労働者が5,677人と非常に多いところでございます。しかし加入率は0.5%と低い状況です。これは、動力ミシンを使っている作業は、あまり重篤な災害は起こりにくいことから、加入率が低いものと考えております。

これを全体で見ると、動力ミシンの加入率が非常に低い状況なので、合計すると全体で2.5%の加入率になっています。

次に23ページでございます。労災保険の加入者数などの経年比較となっております。

平成30年から6年間の経過でございますが、年々減少傾向であるといったところでございます。

今後の行政課題といたしましては、有機溶剤使用者や粉じん作業の分野におきまして、加入率が低いところですので、この分野について、労災保険制度の周知をしていかなければいけないと考えているところでございます。

続きまして、議題1の最後ですが、24ページでございます。

家内労働関係予算についてですが、令和6年度の予算案につきましては、2800万円となっております。前年度から比べますと500万円減となっております。

これは、後ほど説明いたします、3年に一度の実態調査を令和5年度に実施しておりまして、来年度はその調査予算が400万そのまま減となっております。

そのほかは委託事業について内容を一部見直しましたので、100万円程度の減となっております。合計しますと500万の減となっておりますが、基本的には、従前とほぼ変わらず同額の予算規模で実施する予定となっております。

議題1につきましては、以上でございます。

○山本部会長 ただいまの議題1「家内労働の現状について」の事務局説明に対して、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いします。

オンライン参加の皆様は、御発言の際は挙手ボタンを押していただければ、順番に指名させていただきます。

それでは、御発言をどうぞ。

では、会場の水崎委員、よろしく申し上げます。

○水崎委員 電機連合の水崎と申します。

調査の結果、工賃の新設・改正計画の進捗状況等、御説明ありがとうございました。

家内労働者は、地域別最低賃金が適用されない方たちになりますので、最低工賃が唯一のセーフティーネットになります。適用を受ける労働者がいる以上は、安易に廃止すべきでないというのが我々の基本的な考え方であります。

適用者数の多寡による廃止ありきの議論ではなく、地域の実情等を十分に把握した上で、労使による適切な議論を行っていただくように、各労働局へしっかりと指導をよろしく申し上げます。

その上で、2点質問させていただきますが、まず、資料の18ページ目の、

資料1-2の改正計画等についてですが、

「諮問見送り」になったものが16件と多くあります。

このうち、電気機械器具製造業を中心に、改正計画のものがこの中に複数件含まれているかを見てとれます。

この状況は、どういった議論があったのか、詳細が分かれば、教えていただきたいと思っております。

2点目は、21ページ目の資料1-3-①になります。

違反率が、令和4年は80%弱ということで、説明の中では「監督指導実施営業所数」が非常に少ないので、上下にぶれるという話がありましたが、経年変化で見ても、半数以上が違反しているのは非常に遺憾でありますということと、ぜひこうした状況の是正に向けて取り組んでいただきたいと思っています。特に今年何かやっている、注力していること等があれば、お伺いしたいと思っております。

以上2点、よろしく申し上げます。

○山本部会長 ありがとうございます。

では、事務局から、今の御質問に対する回答をお願いします。

○政木在宅労働課長補佐 御質問ありがとうございました。

1点目の諮問見送りにつきまして、御指摘のとおり、16件と非常に多いところでございます。各都道府県労働局の状況を確認していたところなのですが、一番多いのが、適用対象となる労働者が非常に少ないということになります。

あと、委託者数も非常に少なくなってきて、聞いてみますと、10人、20人とか、50人を下回る状況が長らく続いてきていると。中には、平成25年からずっとゼロだという状況も

あるようでございます。

ただ、そのような状況の中、公労使の協議をしていたところ、まだ少数だが家内労働者がいるので廃止するには早いのではないかという意見や、今後も増える可能性もあるというような意見があり、廃止には至らないけれども改正するにも価格転嫁がまだ十分ではなく、委託者の負担も高いのではないかという意見なども総合的に見て、諮問を見送りたいというケースが多いところでございます。

2つ目の御質問の監督実施結果についてでございます。

こちらも、御指摘のとおり、今回、80%弱とちょっと跳ね上がっているかなという状況が見てとれるのですが、先ほども御説明いたしましたとおり、母数が34件で、1件違反すると、ポンと違反率が跳ね上がったこともあり、これが統計学的にみて傾向を正確に表している数字なのかという点には疑念があるところです。今後の監督指導につきましては、監督行政をつかさどる労働基準局に対し、家内労働監督を適切に実施するようお願いしているところです。しかし、監督署にいる監督官にはマンパワーも限られており、そのなかで監督についてはどうしても優先順位がありまして、現在では過重労働対策とか、そういったところに優先的に注力しないといけないような状況があります。そのため、なかなか家内労働について優先順位を上げて監督を実施することが難しい状況もあります。

ただ、その状況がいいかということ、そういうわけではありませんので、こちらの考えといたしましては、各都道府県労働局に家内労働安全衛生指導員を大体40～50人程度配置予定であり、その者たちが委託者への個別訪問をし安全衛生や労働条件面につきまして指導を行っているところでございます。件数としましては、だいたい年間で大体700件程度を目標としているところでございます。

それに加えて、委託事業をやっておるところでございますので、委託事業の中で各種セミナーとか、同じく個別訪問もしておりまして、その中で好事例の紹介とか、パンフレットの交付とかをすることで、安全衛生の機運の上昇を図っております。引き続き、こういった取組をしてみたいと考えております。

○水崎委員 状況は承知いたしました。

違反率が高い件に関しては、最低工賃があるにもかかわらず、その金額が払われていない事象も出ていますので、きちんと事業者の方も意識を持って推進いただくように指導いただけたらと思っています。

先ほどの繰り返しになりますが、家内労働者は、これが唯一のセーフティーネットになりますので、適切に役割を果たせるように、引き続きの御対応をよろしく願いいたします。以上となります。

○山本部長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方。

仁平委員、お願いします。

○仁平委員 今、御案内のとおり、賃金も、物価も30年ぶりの動きとなっております、

家内工賃を取り巻く情勢も大きく変化してきているのではないかという認識であります。

先ほども点検・指導の話もありましたが、予算とか、改定のための調査体制など、限られた資源で対応しているのは重々承知した上で申し上げたいと思っているのですが、今、この改定計画は、3年に一度改定するという前提で計画が組まれておりますが、この変化が大きい時代に、それでいいのかどうか。

改正計画の在り方自体も検討する時期に来ているのではないかと思いますので、意見として申し上げたいと思います。

○山本部長 ありがとうございます。

今の仁平委員の意見について、何かコメントがあれば、よろしくをお願いします。

○原田在宅労働課長 最低工賃の改正については、原則として3年をめぐりに行うことにしておりますが、各地域の実情に応じて、各労働局で計画的に行うことにしており、2年に一度見直している職種も中にはあるところでございます。

現行の第14次最低工賃新設・改正計画は、令和6年度末までということになっておりますので、次期計画の策定に向けては、人数規模とか、現行の工賃額の実態等を整理した上で、改めて検討し、また御相談したいと考えているところでございます。

○山本部長 仁平委員、よろしいでしょうか。

○仁平委員 はい。

ぜひ御検討をよろしくお願いいたします。

○山本部長 佐久間委員、よろしくお願いいたします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

全国中央会の佐久間でございます。

まず、17ページですが、今、仁平委員もお話しになったところに関係があるのですが、この改定は、本当に3年に一遍、2年に一遍というのが適切なのか、検証する必要があるのだと思います。

委託事業者の方たちは、もちろん事業者であり、家内労働者も、私は事業者の方だと思っています。そうすると、後で出てくる1時間当たりの工賃額を見ますと、非常に安価だと感じます。最低賃金にも満たない額でずっと内職的な作業を行っており、いろいろな作業や業務の形態はあると思いますが、最低賃金以上は確保しないと事業としてもやれないのではないかと思います。ですから、家内労働という事業は、今までの経緯があって、長年の工賃という性質もあると思いますが、最低賃金以上は支払われるような見直しはしていったほうがいいのかと考えます。

家内労働者はかつて数百万人もいたのが、今は10万人に満たない状況になっておりますが、重要な働き方、また事業として就業される方ですので、この辺も含めて、工賃の見直しを行っていく必要があるのではないかと思います。

それから、22ページに、労災保険の特別加入の関係があります。後ほどフリーランス新法の関係もご説明があるようですが、労災保険に加入しやすいような手続の簡素化は、ぜ

ひこれからもお願いしたいと思います。

一人親方の職種など、特別加入ができる職種や形態があるものの、労働保険事務組合には必ず加入しなければいけない。その際、加入料というか、会費みたいなものも必要になってきます。この辺の費用負担の関係、加入しやすい環境、条件を再度、検討し普及していただきたいと思います。

それから、24ページの予算案の関係ですが、実際、いろいろな事業を見れば、十分な予算額ではないのではないかと、このように言うてはいけないかもしれませんが、高い額ではないような気がします。家内労働者ですから、雇用保険には入っていないとか、いろいろ未整備な点もありますが、労災保険の関係を含め、何らかの支援策、もう一段利用しやすいもの、必ず家内労働者の皆さんが利用できるものでもないかもしれませんが、支援策をつくっていただくことも必要なのではないかと思います。

以上でございます。

○山本部長 ありがとうございます。

事務局からコメントがあれば、お願いいたします。

○政木在宅労働課長補佐 御意見ありがとうございます。

1点目の工賃額につきましては、おっしゃるとおり、後ほどの実態調査でも触れるのですが、低い工賃額の実態がございます。最低工賃新設・改正計画の策定の際には、最低賃金との均衡をまず見比べることと、その乖離があまりないようにすること、あと、これは毎年各労働基準部長にお願いしているのですが、昨今の物価高といったインフレとか、社会情勢なども総合的に判断して、安易な諮問見送りや廃止などをしないよう、極力、原則改正するようにと指示しておるところでございます。引き続き、労働局と情報共有など密に連携を取りつつ、改正に向けて、なるべく最低賃金との乖離がないように指導していきたいと考えております。

2つ目の労災保険の関連につきまして、おっしゃるとおり、加入率が低いところもございます。

お手元の資料を見ていただくと、委託者の負担とか、自治体の負担もそれほど多くないところがございます。昔は、自治体の補助が結構多かったようですが、自治体も財政が厳しいところで、家内労働の伝統産業を守るとか、そういった補助制度を打ち切ってきた経緯があるように聞き及んでおります。

国としても、予算面の問題がございますので、労災保険加入の支援に限らず、家内労働者への何らかの支援策の導入は現状なかなか難しいところがあります。予算内での取組、例えば好事例等を普及することによる安全衛生の機運の醸成とか、こういったところにつきまして引き続き取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

3つ目の予算につきましても、御意見のとおり、大きな予算規模ではないところがございますが、先ほど申し上げましたとおり、限られた予算の中で安全衛生や労働条件面につきまして、粛々と取組をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○佐久間委員 よろしくお願ひします。

○山本部会長 佐久間委員、よろしいでしょうか。

○佐久間委員 はい。

○山本部会長 オンラインで手を挙げていただいている清田委員、お願ひいたします。

○清田委員 ありがとうございます。

日本商工会議所の清田でございます。

私から意見を1点述べさせていただきたいと思ひます。

私自身、地方の専門部会の委員も担っております。

先日、対象業種の議論をする際に、実態を調査しようとして、アンケート調査を労働局でしていただいたところ、アンケートの回収率は約50%程度ではあったと記憶していますが、対象となる委託者が14件、対象となる作業をやっている方が3名といった小規模な状況でございました。

私としても、昨今の物価や賃金の状況を踏まえながら、しっかりと適切な工賃が決定されることは当然だと思っております。

そうした取引の適正化が進んでいくことは、最低限必要だと思っておりますが、果たして3名とか、14件という事業者に対して、最低工賃を決めていくプロセスの中で御支援するのがいいのか、個別に取引適正化を踏み込んで御支援していくのが適切なのか、総合的に考えてくることも、この規模数になってくると、一度総合的に検討することも必要と思つたところでございます。

今後、家内労働者は一定程度減少が見込まれてきていることも踏まえ、支援の在り方は一度検討していただいたほうがよろしいかと考えております。

私からは以上です。

○山本部会長 ありがとうございます。

事務局からコメントをお願いします。

○原田在宅労働課長 最低工賃につきましては、おっしゃるとおりと申しますか、人数規模等も勘案して、廃止も含めて検討ということになってございます。

他方で、家内労働者の方々の就業環境の整備等を図っていくことも重要だと考えておりますので、そういったいろいろな施策を講じながら、家内労働に従事する方々の環境整備を図っていくことを常に考えていきたいと思つているところでございます。

○山本部会長 清田委員、よろしいですか。

○清田委員 はい。ありがとうございます。

引き続き、よろしくお願ひいたします。

○山本部会長 そのほか、議題1について、御意見はよろしいですか。

川田委員、お願ひします。

○川田委員 川田です。

私も、資料1-2の2ページの最低工賃の新設・改正の状況のところ「諮問見送り」が結構あることに関して1点述べたいと思います。

この点については、先ほどから事務局の御説明で、例えば適用対象がないのだけれども、最低工賃を維持しているようなケースがあるという御説明をいただいたところです。

そのような場合に、最低工賃を維持することにも意義はあると思いますし、この点は、別途議論になるところかと思うのですが、私が気になった点として、そういう事情があるにせよ、最低工賃が改定されない状況が続くことが起きると、適用を受ける方はいないとしても、家内労働者全体として見たときに、就業条件の改善が進んでいないように見えてしまうような状況が生じてしまうのではないかという点は、若干気にしております。

今日の御議論の中でも、最低賃金との関係について御意見がございましたが、最低賃金のほうは、特にここ数年、毎年かなり大きく額が増えている状況がございますので、そういう状況と比べても、家内労働者の最低工賃があまり上がっていない概観が出てしまうことは、若干気にしております。

適切な説明の仕方とか、事情を分かってもらうような対応について、何か工夫できることがあれば、検討が必要かなと考えております。

以上です。

○山本部長 ありがとうございます。

コメントはありますでしょうか。

○政木在宅労働課長補佐 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、最低工賃は「諮問見送り」という件数が一番多くなっているところでございます。理由につきましては、先ほどから申し上げているとおり、対象者が少ないところなので、廃止にしているところ、まだ廃止はちょっとというところで据え置いているところがあるかと思います。

ただ、内容を聞いてみますと、対象労働者がまだ結構いらっしゃるのに、価格転嫁の最中だから現状としては据え置いたほうがいいのではないかとこのところで諮問見送りというところもございました。

基本的には、地方の公労使の御意見、御協議の中で決定するところではありますが、今後、最近の最低賃金の上昇とか物価高といったところがありますので、安易な諮問見送りはしないよう、原則として、最低賃金と見比べながら改正するよう、より一層指導してまいりたいと考えております。

○山本部長 よろしいでしょうか。

○川田委員 ありがとうございます。

○山本部長 ほかに議題1について、御意見がなければ、議題2に移らせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、次の議題「『フリーランス・事業者間取引適正化等法』について」説明をお願いいたします。

○尾崎雇用環境政策室長補佐 事務局でございます。

それでは、資料2、青い資料を御覧いただければと思います。

フリーランス法に関する御報告でございます。

法律の正式名称といたしましては、資料の一番上でございますが「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」といまして、昨年4月に成立、5月に公布された法律でございます。

資料の上段でございますが、法の趣旨といたしましては、我が国における働き方の多様化の進展に鑑みまして、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事できる環境を整備するものでございまして、フリーランスに業務委託を行う発注者に各種の義務づけを行うものでございます。

発注者の具体的な義務の内容といたしましては、後ほど御説明いたしますが、ここでは、資料の一番下を御覧いただければと思います。

この法律の施行期日でございますが、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において、政令で定める日となっております。

この政令は、まだ制定できていないところでございますが、予定としては、今年秋頃の施行を予定しております。

現在、施行に向けて、政省令や指針等について準備を進めているところでございます。

次のページを御覧いただければと思います。

家内労働法とフリーランス法の適用関係について整理した資料でございます。

資料の上の四角囲みを御覧いただければと思いますが、フリーランス法における特定受託事業者は、フリーランスのことを指しておりますが、こちらには家内労働者も含まれる整理となっております。

したがって、家内労働者の取引については、引き続き、家内労働法が適用されるとともに、今年の秋からは、業種横断的な法律であるフリーランス法の両方が適用される関係でございます。

ただ、委託者の義務の中には重複するものがございまして、資料の表の赤字を御覧いただければと思います。

家内労働法の家内労働手帳と工賃の支払いの部分は、フリーランス法の内容と重複するのですが、いずれも家内労働法のほうが厳しい形になっております。

したがって、右側を御覧いただければと思いますが、家内労働法の義務を満たせば、フリーランス法の義務も満たす。このような関係になっております。

一方で、下の青字を御覧いただければと思いますが、家内労働法の委託の打切りの予告は努力義務でございまして、フリーランス法では、中途解除等の事前予告が義務となっております。

したがって、こちらは、フリーランス法の義務を満たせば、家内労働法の努力義務を満たす。このような関係になってございます。

表の黒字の各種の義務でございますが、こちらは重複がございませんので、どちらの法律の義務もかかる。このような整理になっております。

少し複雑な形となっておりますが、この辺りの整理については、フリーランス法の施行までの間に、家内労働法の解釈通知という形でお示ししていきたいと考えております。

議題2の御報告は、以上になります。

○山本部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

オンラインで御参加いただいている堀尾委員、お願いいたします。

○堀尾委員 堀尾と申します。

御説明ありがとうございます。

私からは、意見と申しますか、再度お願いというところになります。

家内労働法、フリーランス法両方の適用関係の整理、解釈については了解いたしました。

ただ、今後、この解釈についての通知等を各労働局から展開する際は、先ほども通知で示すというお言葉がございましたが、現場で確実に機能するよう、細やかな対応、展開の徹底をされたく、再度よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○山本部会長 ありがとうございます。

事務局のほうで徹底していただくということで、何か御発言いただけますか。

○尾崎雇用環境政策室長補佐 堀尾委員、ありがとうございます。

フリーランス法につきましては、家内労働者の委託者にも、今回新たに、黒字の部分でございますが、例えば中途解除の事前予告、あるいはハラスメント対策など、新しい義務が今年の秋からかかってくる形になります。

したがって、御説明した家内労働法の解釈通達だけではなくて、分かりやすく周知していくことが必要だと我々としても考えております。

先ほど議題1でも話題になりましたが、例えば労働局に配置されております家内労働安全衛生指導員という方がいらっしゃいますが、こちらの委託者等への戸別訪問、あるいは委託事業の中で行っております広報事業の中でのセミナーなどの機会も捉えまして、分かりやすく丁寧に周知していきたいと考えております。

事務局からは、以上になります。

○山本部会長 堀尾委員、よろしいでしょうか。

○堀尾委員 ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

○山本部会長 ほかに御意見、御質問はありますか。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 堀尾委員と同じような趣旨になりますが、今、ちょうどフリーランス新法の

施行に向けて、公取の検討会が報告書を取りまとめましたが、厚生労働省で検討される部分については、間もなく報告書が取りまとめられると聞いております。

厚生労働省の検討部分において、中途解除等の事前予告の詳細についても含まれているかと思しますので、その内容がまとまりましたら、現場に分かりやすい形で周知していただけだと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○山本部会長 それは周知を徹底していただくということで、よろしくお願いいたします。

○尾崎雇用環境政策室長補佐 報告書がまとまり次第、そちらも周知したいと思し、適用関係も含めて、周知を丁寧にしていきたいと考えております。

○山本部会長 では、次の議題に移っても大丈夫でしょうか。

それでは、第3の議題「『令和5年度家内労働等実態調査』の結果概要について」事務局から説明をお願いいたします。

○政木在宅労働課長補佐 議題3は、3年に一度実施する一般統計調査である「家内労働等実態調査」の概要につきまして、説明いたします。

こちらの調査の結果概要は、本体資料3にまとめておるのですが、今回からグラフ化しておりますので、参考資料3の方で説明したいと思います。

非常に多くの調査項目がございますので、時間の関係上、主要な部分を中心に説明していききたいと思います。

まず、21ページです。

この調査は、委託者と家内労働者の双方に質問しているものでございまして、最初は委託者への調査です。

まず「1. 委託者の営業所」ということで、委託者が常用雇用者をどれだけ雇っているのかを表しているものです。

30人未満の規模が約50%、100人未満が85%となっております、比較的小規模の事業者が委託者になっているのではないかとおられるところでございます。

続きまして「3. 家内労働者に仕事を委託する理由」でございます。

21ページの第4表です。

一番多いのが「手作業であるから」というところで、67.1%。これは機械化できない作業を家内労働として委託していることとなります。

次に、コストが安いからが34.1%。

「仕事量の変動するから」29.1%となっております。

次に22ページの「4. 委託する仕事量の変動とその理由」についてです。

この調査は、昨年10月に実施しておりますが、調査時から1年前の同時期と比較して、委託する量が増えたか、減ったかということ聞いております。

「増えた」が12.2%、「変わらない」が46.2%となっております、約6割が1年前と比べると同程度以上という回答になっております。

逆に、減少したのが約4割となっておりまして、その理由を聞いたのが、下の第6表となっておりまして、一番多いのが「製品の需要減少」ということで、73.8%、次に「家内労働者の確保困難」が23.6%となっているところでございます。

次に24ページの「8. 工賃の決定」でございます。

昨年の10月時点における工賃の金額をいつ決定しましたかという調査なのですが、こちらの横棒線グラフは、右に行くほど新しい時間軸となっておりまして、令和4年10月1日から令和5年9月30日の間、つまり直近1年間で決定したという割合が41.5%あります。

次に多いのが、左側のオレンジ色の部分でございまして、令和2年9月30日以前、つまり、3年以上前から工賃は据え置かれているのが39.6%と同程度ぐらいあり、この2つがボリューム層になっているところでございます。

次に「工賃を決定する要素」は何か、という質問でございます。

一番多いのが「工賃相場」。ほかの委託者との比較などということ、48.3%となっております。次に多いのが、納入価格とか利益率から計算したというのが35.2%、「家内労働者の希望」が12.5%、最低工賃を目安にしている、11.7%、最低賃金を目安にしているのが7.8%という割合になっておるところでございます。

次に26ページです。こちらは、今回新規に追加した項目でございまして、工賃のデジタル払いについて希望するか否かを委託者に聞いた結果でございますが、こちらの工賃の支払い方法につきましては、次の議題で御説明いたしますので、ここでは割愛させていただきたいと思います。

委託者調査は以上でございまして、次に、家内労働者調査についてです。

31ページに行きまして、「1. 家内労働者の年齢」についてでございます。一番多いのが「70歳以上」の割合が31.7%となっており、平均年齢といたしましては60.1歳となっております。前回調査は58.9歳でしたので、1.2歳上昇しておりまして、年々上昇傾向にあり、今回、初めて60歳を超えている状況でございます。

次に、「5. 経験年数」でございますが「10年以上」が45%ということ、平均経験年数としましては11.4年となっております。前回調査でも11.4年ということ、同程度でございました。

次に32ページの「6. 1ヶ月の就業日数」でございます。

こちらの平均就業日数は17.5日ということ、前は17.6日でしたから、ほぼ同じ状況でございました。

「7. 1日の平均就業時間数」でございますが、平均就業時間は4.8時間で、こちら、前回は4.9時間でしたので、同じような傾向であるところでございました。

次に、33ページの「9. 1ヶ月の工賃額」についてでございます。「2万～4万円未満」が最も多いところでございまして、約3割となっております。

平均月収額といたしましては、3万7641円となっており、前回調査では3万7320円ということ、321円の微増となっております。

こちらを類型別に見ますと、真ん中の第8表でございます。こちらは、家内労働が主な収入源ということで、専業者が断トツで一番多くて、11万7206円となっております、副業、内職は3万円ちょっととなっております。

男女別で見ますと、男性のほうが高く、6万6999円。女性と比べると、約2倍程度となっております。

次に34ページの「10. 1時間あたりの工賃額」についてですが、平均工賃額といたしましては、522円となっております。こちらは、前回調査時では520円となっておりますので、一円、2円の微増ということになっているところでございます。

同じように、類型別で見ますと、専業のほうが高く、764円、副業が697円、内職が499円という状況となっております。

男女別で見ましても、男性のほうが高く、686円、女性は502円という結果になっておりました。

最後に、35ページでございます。工賃の支払いということで、第11表「工賃の支払場所」ですが、銀行振込などの「金融機関」が52.5%。次に「自宅」の支払いが24.7%。「委託者の営業所等」が18.8%となっております。

36ページは、先ほども申し上げましたが、新しい調査項目で次の議題で説明したいと思っておりますので、実態調査の説明につきましては、以上でございます。

○山本部会長 ただいまの実態調査の説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

○佐久間委員 報告ありがとうございました。

こういう大規模というか、全数調査をしていただいて、実態が非常によく分かるなと感じました。ありがとうございます。

家内労働者のほうの調査なのですが、私が聞き漏らしたのかもしれませんが、例えば集計表の71ページで、業種別に集計していただきまして「その他」が非常に多くなっています。

ここが3分の1弱を占めるのですが、これの代表的な職種というか、業種なのですが、幾つか例示を教えてくださいなと思うのですが、お願いいたします。

○政木在宅労働課長補佐 こちらの業種でございますが、本体資料の8ページにある業種の「その他」とイコールになるのかなと思うのですが、貴金属・アクセサリーの組立てとか玩具の組立て、生活雑貨品の組立てとか、そういったものが主となります。

○佐久間委員 例えば販売が主になっている業種、業務とか、多分ないと思うのですが、サービスを主たる業種、業務とか、そういうものは含まれていないのですか。

○政木在宅労働課長補佐 サービスなどの役務は含まれていません。

○佐久間委員 含まれていないのですね。分かりました。ありがとうございます。

○山本部会長 柴田委員、お願いします。

○柴田委員 ありがとうございます。

UAゼンセンの柴田と申します。

調査の取りまとめと御説明をありがとうございました。

私は、後ろのほうのクロス集計まで、大変興味深く拝見いたしました。

私からは、工賃という点と、経費という点で気づいた点について意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、私たちは、家内労働者に困り事があるかどうかは、どうしても真っ先に目が行くところでございまして、毎回のことではあるのですが「困ることがない」が64.3%で「困ること」が33.5と。

今回も「困ることがない」が上回っていると本資料でもまとめられているわけなのですが、詳細な集計表を見てまいりますと、例えばクロス集計表が102ページにあるわけなのですが、家内労働の類型別で見ますと「専業」の方がいらっしゃるって「専業」の方は53.4%の方々が「困ることがある」と回答されているわけです。

それから、少し遡って、99ページに行きますと、2割の方が家内労働によって生計を維持していることもあったりしますので、工賃の安さは、家内労働者にとっては最大の困り事であろうというのは、先ほど来、各委員の皆様が御指摘されているとおりであります。

また、79ページですと、1時間当たりの工賃額の分布があるわけなのですが、平均額が522円と、前回よりも少し上回ったという御説明ではありましたが、400円未満という分布がほぼ半数を占めている工賃の安さも一方ではあるわけでございますので、こういった実態調査を拝見いたしますと、工賃はあまりにも安過ぎると思わざるを得ないということでございます。そういった工賃の安さに関する御指摘を意見させていただきたいと思っております。

それから、経費という点でございますが、例えば80ページのクロス集計表で「必要経費なし」と回答されている家内労働者の方が圧倒的に多いわけなのですが、例えば「繊維製品」などは、ミシンを使っているという御説明でしたが、光熱費がかかっているであろうと思うのですが「必要経費なし」と答えられている方が多いとか、認識されていない経費が実はあるのではないかと思ってしまうわけなのです。

ですから、これまでの御説明には、委託者の側がまだ価格転嫁できていないという御説明もありましたが、価格転嫁という視点では、家内労働者にも同じ考え方をもって、適切な価格転嫁がされるべきであろうと私どもは考えておりますので、委託者の価格転嫁のみならず、家内労働者に対する価格転嫁も確実に行われていくように、これから各種支援をお願いしたいと思っております。

最後に1点、付け加えさせていただきますが、工賃の決定時期を過去3年、見直されていないものが4割近くあるという御説明もございました。

私が今回聞いたとある県の審議会の状況なのですが、工賃を上げるなら、中国に持っていくぞと言われたところもあるように聞いておりまして、委託者側の意識とか行動変容は、まだまだ現実には起こっていないのではないかという相談も私は受けたところでございま

す。

ぜひ委託者側に価格転嫁という意識を持ってもらえるよう、これからの御支援をお願いしたいと思っております。

この状態ですと、家内労働者だけが社会から取り残されていくことが危惧されますので、ぜひ能動的な取組をお願いできればと思っておりますので、意見として述べさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○山本部会長 ありがとうございます。

今の点、コメントをいただけますか。

○原田在宅労働課長 工賃の一般的な性格としては、賃金と異なることもございますので、当事者間の契約の中で定められることが基本ということもございます。

それから、先ほどのお話もございましたが「工賃を決定する要素」ということで、資料の中では、参考資料1の24ページですが「工賃を決定する要素」として「工賃相場」とか「納入価格や利益」を勘案して決定されていることもございます。

先ほども御指摘がございましたが、価格転嫁については、私どもとしても、経済産業省で行われているような、昨今の物価上昇とか賃金の上昇を踏まえた適切な価格転嫁のための価格交渉につきまして、家内労働の委託者団体向けにもそういった通知をするということで、経済産業省とも協力して取り組んでいるところでございます。

最低工賃の水準につきましては、先ほど、御説明申し上げておおり、各地方労働局での部会、最低工賃専門部会の中で検討されているものでございますが、昨今の物価とか賃金の上昇の好循環によるデフレ脱却が、そういった最低工賃にも及ぶようにということで、労働局に対しては指示をしているところでございます。

引き続き、そういった形で最低工賃なり、工賃が決められていくようにしていきたいと思っております。

以上です。

○柴田委員 ありがとうございます。

今ほど御説明いただきました基本的な考え方が、全ての審議会の中で共有されるように、ぜひこの後もお取組をお願いできればと思います。

よろしく願いいたします。

○山本部会長 ほかに。

仁平委員、お願いします。

○仁平委員 ありがとうございます。

これまで出たほかの委員の御意見と重なるところもあるのですが、2点質問させていただきたいと思っております。

御案内のとおりなのですが、家内労働法の13条には、工賃は、最賃との均衡を考慮して定めると書いてあるわけでありまして。

川田委員からもございましたが、最賃は、この3年間で100円近く上がっております。

先ほど御説明いただきましたが、34ページの工賃の金額という補足の資料で、3年前が520円で、今は522円だというお話がございました。

そういう意味で、法の趣旨から見て問題があるのではないかとというのが私の考えなのですが、先ほども課長から御見解をいただきましたが、改めて補足するような見解とかがあれば、法13条の趣旨から見てどうなのだという事について、お伺いしたいのが質問の一つでございます。

2点目でございますが、これは柴田委員も言われたことですが、働く人が今一番困っていることは、工賃が安いことなのだという事でございます。先ほど、今年の改定状況などを見ておきますと、諮問を見送ったケースも散見されるわけでございます。

それぞれ理由はあると思うのですが、例えばこうしたケースにおいて、これも法律の11条の趣旨、関係者からの意見聴取と書いてありますが、これを踏まえて、困っているのだという意見がある中で、見送った場合に、事業者の方、家内労働者の双方から意見を聞くなど、そうした対応を取られているところがどれぐらいあるのか。各労働局での取扱いの実態など、分かる範囲で教えていただけたらありがたいなど。

質問2点でございます。

○山本部長 ありがとうございます。

今の御質問について、御回答をお願いできますか。

○原田在宅労働課長 最初に御質問、御指摘いただきました、最低工賃について、最低賃金との均衡を考慮して定めるとされている、法律13条との関係についてお答えいたします。

最低賃金との均衡を考慮して定めることとされてございますので、それを踏まえまして、各地域で最低賃金の水準と併せて実態調査もしているところでございます。

実態調査においては、適用家内労働者の数とか、実際の工賃等についても調べているところでございます。

そういった調査結果を、最低賃金水準とともに、地方に置かれております公労使の3者から成る地方労働審議会の中の最低工賃専門部会でお示しして、御議論いただいた上で決定しているものでございます。

一方で、御指摘にございますように、特に最近では、物価とか賃金の上昇が続いておりますので、最低工賃専門部会では、そういったことも十分に検討するようという事で指示を出しているところでございます。

今後とも、最低賃金や実際の工賃額の動向が、最低工賃に適切に反映されるように、引き続き努めていきたい、働きかけを行うこととしたいと考えているところでございます。

○政木在宅労働課長補佐 それでは、2つ目の質問の意見聴取を行っていらっしゃるかということなのですが、諮問の判断をする段階におきましては、まず行政が実施した管内の実態調査結果を各委員様にお示し、意見を聴取いたします。行政が勝手に判断することは絶対にないように、公労使のコンセンサスを得た上で、諮問を見送るなどの判断をしてい

るところです。

改正する場合は、工賃を幾ら上げるのかということについて、最低工賃部会のほうで実態調査結果の内容を踏まえながら検討しておりまして、その過程の中で、家内労働者とか委託者をお呼びしてヒアリングをするケースもあります。また、場合によっては、委員が実地に赴いて、どういった作業をしているとかを見ることもあります。その上で、最低工賃と最低賃金との乖離を判断し、あとは委託者の価格転嫁の負担状況とかもありますので、そういった折衷案の中で、幾ら上げるのかと決めています。このように現場の意見は吸い上げているところでございます。

○山本部長 仁平委員、よろしいですか。

○仁平委員 御回答ありがとうございます。

今、政労使の話でも、適切なプライシングをどうしていくのか、あるいは社会全体の賃上げをやらなければいけないのではないかという話に、世の中全体の流れとしてはなっております。そういった中で、最賃についても、全国加重平均で言えば、1,000円の時代であります。

社会の流れを踏まえて、どのように審議していくのかということについては、盤面が変わっているのではないかということで、事務局の回しも含めて、今後、よく御検討の上、対応していく必要があるのではないかと。

最後は意見でございますが、申し上げておきたいと思えます。

○山本部長 ありがとうございます。

ほかに御意見等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、最後の議題に行きます。

「工賃の支払方法について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○坂根在宅労働課長補佐 それでは、議題4について御説明いたします。

昨年の家内労働部会におきまして、賃金における資金移動業者の口座への支払い、いわゆるデジタル払いが賃金で導入される旨と、家内労働法の今の規定ぶり等を御説明いたしまして、工賃における対応につきましては、令和5年度実施の家内労働等実態調査におきまして、工賃の支払方法に関する利用希望調査を実施した上で、今後の対応について議論を行うかたちとさせていただいたところでございます。

実態調査につきましては、先ほど該当部分につきまして省略したところでございますので、まずは実態調査結果を御説明させていただきます。

まず、委託者に関しましての御説明です。

参考資料の26ページでございます。

資金移動業者に関する利用希望が上のグラフとなっております。「希望する」「どちらかといえば希望する」とお答えになった割合が5.6%。

他方「希望しない」「どちらかといえば希望しない」と回答された割合が70.0%という形でございます。

続きまして、下のグラフとなりますが、金融商品取引業者に対する預り金、いわゆる証券総合口座への払込みに関する希望の調査でございます。

こちらは「希望する」「どちらかといえば希望する」とお答えになった委託者の方は1.2%。

他方「希望しない」「どちらかといえば希望しない」とお答えされた方は72.3%となっております。

続きまして、家内労働者側の利用調査でございます。

参考資料の36ページでございます。

資金移動業者に関する利用希望に関しましての家内労働者のお答えでございますが「希望する」「どちらかといえば希望する」とされた割合が11.7%でございます。

他方「希望しない」「どちらかといえば希望しない」と回答された割合は71.0%でございます。

その下のグラフで「希望する」「どちらかといえば希望する」と御回答された方には、入金の方につきまして、全部入金したいか、一部入金したいかというところを併せて聞いておるところでございます。

こちらは「全部」とお答えになった方が36.3%。

「一部」とされた方が6.2%といった結果となっております。

家内労働者における利用希望に関しましては、年齢階層別も載せておるところでございます。

一番下の棒グラフでございます。

「希望する」「どちらかといえば希望する」と答えられた方の割合になりますが「30歳未満」においては21.9%という数字になっておるところ、30代以上の各年齢層におきましては、おおむね10%前後の数字となっております。

37ページは、金融商品取引業についての数字となりますが、家内労働者におきましては「希望する」「どちらかといえば希望する」とお答えになられた方が1.4%。

他方「希望しない」「どちらかといえば希望しない」と御回答された方は68.3%となっております。

こちら、年齢階層別利用希望を下棒グラフに記載しておるところでございます。

こちら「30歳未満」においては13.7%という数字になっておるのですが、30代以降の方に関しましては、1%前後といった結果となっております。

利用希望調査については以上となります。

続きまして、資料4の御説明に移らせていただきます。

資料4の1ページ目でございます。

資金移動業者の口座への支払に関して、賃金における状況の御説明となります。

まず、上の枠の御説明です。

「労働基準法制における状況」でございます。

賃金の制度といたしまして、昨年4月1日に、いわゆるデジタル払いが導入される省令が施行されたところでございます。

賃金においては、省令に定められた要件を満たしたということで、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座へ賃金払いができることとなっております。

2つ目の○ですが、その指定に関する状況でございます。

指定申請を行った企業は、現在4社。

現在審査中が4社でございます。

現状、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者はない状況となっております。

下の枠になります。

規制改革実施計画、閣議決定されているものでございますが、こちらにおきましても、資金移動業者の口座への賃金支払いについて触れられておるところでございます。

下線でございますが、令和7年におきまして、利用状況を基に、必要十分な在り方を含めた課題の有無の検証を開始するとなっております。

次のページでございます。

こちらは、細かい話なのですが、いわゆる賃金における指定資金移動業者の指定要件を規定している労働基準法施行規則となります。

主なところでは、ロで、資金移動業者が破産した場合の速やかな保証の仕組みであったり、ハの不正利用の際の補償の仕組みといったことが要件となっております。

次のページでございます。

家内労働法制における今後の対応でございます。

①として、資金移動業者の口座への支払いに関してでございます。

さきに御説明させていただいたところですが、実態調査におきまして、資金移動業者の口座への支払いを「希望する」「どちらかといえば希望する」と回答した割合は、家内労働者におきましては11.7%。

委託者におきましては5.6%。

他方で「希望しない」「どちらかといえば希望しない」と回答された割合は、家内労働者で71.0%。

委託者において70.0%となっているところでございます。

先ほどお話ししたとおり、労働基準法制の状況といたしましても、現在、指定資金移動業者については、審査中であるところです。

また、令和7年に、検証が開始される予定であるところが状況としてございます。

これらを踏まえますと、工賃に関する資金移動業者の口座への支払いに関する今後の進め方といたしましては、賃金における今後の動向、家内労働者及び委託者の希望を把握

しつつ、引き続き検討することとしてはいかがかと考えておるところでございます。

続いてのページでございます。

こちらは、金融商品取引業者に対する預り金への払込みに関する今後の対応についてです。

最初に御説明した実態調査の結果でございますが、こちらは「希望する」「どちらかといえば希望する」と回答された方の割合は、家内労働者で1.4%。

委託者で1.2%となっております。

他方「希望しない」「どちらかといえば希望しない」と回答された割合は、家内労働者で68.3%。

委託者で72.3%といった数字となっております。

こういったところを踏まえまして、金融商品取引業者に対する預り金への払込みに関するところにつきましても、家内労働者及び委託者の希望を把握しつつ、引き続き検討することとしてはいかがかと考えておるところでございます。

私からの御説明は、以上となります。

○山本部長 ありがとうございます。

今の御説明によりますと、すぐにどうこうではなくて、今後の賃金における動向や、家内労働者と委託者の希望をさらに把握しつつ、どうするかは、今後、引き続き検討したいというのが事務局の提案のようでございます。

この提案について、皆様、いかがでしょうか。

何か御意見等はございますでしょうか。

仁平委員、お願いします。

○仁平委員 御説明ありがとうございます。

調査結果から、端的に、私の印象としては、働く人も、委託する企業の方も、双方ともニーズは低いのかなというのが率直な受け止めでございます。

私は、ちょうど1年前にも申し上げましたが、あるいはたしか佐久間委員も言われていた気はしますが、形式をどうそろえるかという話ではなくて、こういったものが現場実態に合うかどうかということが大事なのではないのかという話を申し上げました。

今日も、その調査結果も踏まえて御提案いただいております。

引き続き検討ということですが、今後の方向については、了解したいと思っておりますが、いつまでも検討だけしていてもしょうがないと思っておりますので、今すでに動いている部分もあると思いますので、次回の調査の結果も踏まえて、実態に沿った結論を出していただきたいと思っております。

以上です。

○山本部長 ありがとうございます。

ほかに御意見はありますか。

今、仁平委員がおっしゃったように、実態に沿った結果を検討していくことが一番いい

のかなと思います。

佐久間委員。

○佐久間委員 ありがとうございます。

この資料を掲示いただきまして、39ページの資金移動業者に係る審査の状況ですが、多分、私が認識しているのには3月6日現在では、実際に83社あって、そのうちから審査に上がっているのは、お示しいただきました数社程度でまだまだ少ない状況でございます。

この中で、よく利用されている、よく聞く事業者も、もしかしたら申請されている中にはあるかもしれませんが、それとともに、このアンケート調査を見ていますと、委託者側、家内労働者側も、現状、必要性はそれほど高い比率ではないことになりますから、引き続き検討していただきながら、アンケートが毎年できるかどうかは分かりませんが、その実態を見ながら、導入の可否について検討していくということではよろしいのではないかと思います。

以上です。

○山本部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見はよろしいですか。

事務局からお願いします。

○原田在宅労働課長 工賃のデジタル払いですが、御案内のとおり、労働基準法の方で労働者に対する賃金として、資金移動業者の口座への支払いを認めることになったのを踏まえまして、工賃でも検討を開始したところでございます。

先ほども、家内労働者、委託者双方の御希望の調査結果も御報告させていただいたところでございます。

引き続き、そういった家内労働者、委託者の希望を把握していきたいと考えてございますし、賃金のデジタル払いの運用状況もあると思います。

さらに、キャッシュレス決済は、今後、我が国でも普及が進んでいく面もあろうかと思っておりますので、そういった幾つかの状況を踏まえて検討していくことが適切と考えているところでございます。

これらの状況を随時、家内労働部会にも御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○山本部会長 それでは、そういう状況を適宜部会にも報告いただくということで、この件はそのように了解してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本部会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもって、全て議題が終了しておりますので、これにて本日の部会を終了させていただきたいと思っております。

では、事務局にお返しいたします。

○政木在宅労働課長補佐 本日はどうもありがとうございました。

今回の部会の議事録等につきましては、後ほど委員の皆様方に御紹介させていただいた上で、ホームページで資料と共に周知公表してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は長い時間、どうもありがとうございました。